

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

守地交協第 号
令和 7 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

守山市地域公共交通活性化協議会
滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号
会長 ○○ ○○

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

補助要綱規定事項一覧表

自治体名:守山市

計画名称:守山市地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所（頁）
補助要綱第17条第1項に規定する事項	（第1号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	P85～86 5.3. 地域公共交通の役割・機能 表5-1守山市内を運行する交通の位置づけ など
	（第2号関係） 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	P85、87 5.3. 地域公共交通の役割・機能 表5-1守山市内を運行する交通の位置づけ 表5-2公的負担を伴う路線および交通施策以下の本文 など
	（第3号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	P85、87 5.3. 地域公共交通の役割・機能 表5-2公的負担を伴う路線および交通施策 など
	（第4号関係） 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	P88～89 5.4. 計画の目標 表5-3本計画の目標値

5.3. 地域公共交通の役割・機能

基本方針に従い地域公共交通の維持確保、活性化を進めるにあたり、守山市内を運行する各交通の位置付け、求められる役割・機能等を以下の表のとおり整理します。また、地域公共交通ネットワークのイメージを次ページに示します。

各交通手段が役割・機能を発揮し、連携することで、地域内の多様な移動ニーズに応えます。

表 5-1 守山市内を運行する交通の位置付け

位置付け	対象路線	役割・機能	主な利用目的	確保・維持
広域幹線軸	J R 琵琶湖線	守山市と他地域へのアクセスを担う	通勤・通学、生活圏外への観光・娯楽・買物・通院等	J R・沿線自治体・県等との協議により一定水準のサービスを確保
幹線軸	路線バス (レインボーライン)	守山市の拠点間を結ぶ幹線軸を運行する	通勤・通学、生活圏内の通院・買物・娯楽等、来訪者の二次交通等	交通事業者、法定協議会での協議により運行を確保
補助幹線軸	路線バス (その他の路線)	広域幹線軸、幹線軸の支線及び市内主要施設等へのアクセスを担う	通勤・通学、生活圏内の通院・買物・娯楽等、来訪者の二次交通等	交通事業者、法定協議会での協議により運行を確保 また、一部路線は地域公共交通確保維持事業(幹線補助、フィーダー補助)を活用
地域内路線 (線のカバー)	くるっとバス	済生会病院へのアクセスや路線バスが不便な地域内を運行する	地域内の日常的な通院・買物・娯楽等	草津市・栗東市及び法定協議会での協議により運行を確保 また、地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)を活用
地域内路線 (面的カバー)	モーリーカー	幹線・補助幹線を補完する	生活圏内の通院・買物・娯楽等	法定協議会での協議により運行を確保
その他	タクシー	個々のニーズに応じたドアツードアサービス	市民の個人目的での移動、来訪者の二次交通	事業者との協議により一定水準のサービスを確保
	施設送迎バス	特定施設への送迎サービス	特定目的地への通院・買物・娯楽等	施設運営主体によりサービスを確保
	福祉輸送	移動制約のある方に特化した輸送サービス	対象者の通院・買物・娯楽等	守山市福祉関連政策との連携によりサービスを確保

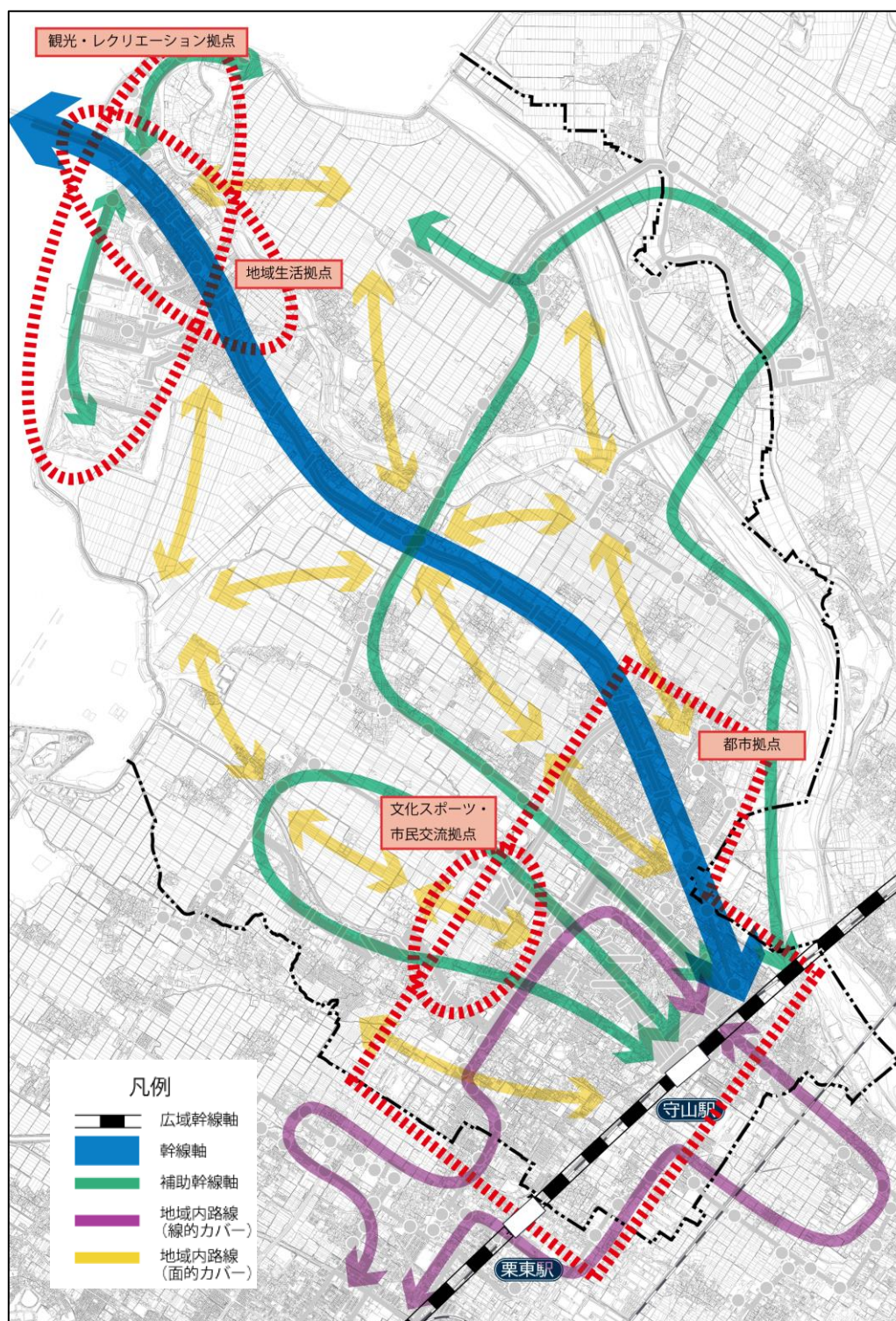


図 5-1 守山市の地域公共交通ネットワーク

守山市内における、公的負担を伴う路線および交通施策は次のとおりです。

表 5-2 公的負担を伴う路線および交通施策

種別	系統名	起点	終点	車両	実施主体	補助事業の活用
路線バス	服部線	守山駅	もりやまエコパーク	大型バス車両	交通事業者	幹線補助
		守山駅	錦の里			
	小浜線	守山駅	小浜（赤の井経由）		交通事業者	フィーダー補助 （市協調補助を含む）
		守山駅	小浜（もりやまエコパーク経由）			
		守山駅	もりやまエコパーク			
くるっとバス	大宝循環線	草津駅西口	守山駅西口	中型バス車両	草津市・栗東市・守山市 （運行は交通事業者）	フィーダー補助
	宅屋線	草津駅西口	守山駅東口			
もーりーカー	エリア運行			タクシー車両	守山市	県補助金

路線バスの服部線および小浜線は、補助幹線軸として、地域住民、特に学生や高齢者といった、他に移動の手段を持たない人にとって欠くことのできない重要な役割を担っており、地域に欠かせない重要な公共交通です。

くるっとバスの大宝循環線と宅屋線については、地域内路線として、自動車を自由に利用できない交通弱者の日常生活における移動手段の確保およびバス交通網の空白・不便地域解消の役割を担っており、地域に欠かせない重要な公共交通です。

しかしながら、路線バス、くるっとバスともに、事業者の努力や本市の支援だけでは路線の維持が難しく、国の地域公共交通確保維持改善事業などの継続した支援により運行を確保する必要があります。

また、もーりーカーについては、バス路線では対応困難な面的移動を可能とする役割を担っており、バス交通網を補完しています。

5.4. 計画の目標

本計画（Plan）に沿って、次章に示す各種施策を実施（Do）し、方針の評価・検証（Check）を行い、施策の見直し・改善（Action）を図ります。PDCA サイクルを繰り返し実施し、本計画で掲げる基本理念と基本方針の実現を目指します。

このうち、評価・検証においては、定量的な目標を定めて、それに対して達成・未達成の確認を行います。評価指標、目標値は以下のとおりとします。

「Ⅰ.既存地域公共交通を活かした利便性の向上」については、利便性向上策による効果として、路線バス、くるっとバスおよびモーターカーの利用者数を評価指標とします。路線バスとくるっとバスについては、現在の実績値が人口の伸びに比例し増加することを目標とします。人口の伸びは令和 2 年（2020 年）から令和 12 年（2030 年）にかけて 1 年あたり平均 0.32%増加するため、令和 4 年（2022 年）から計画期間の最終年次である令和 10 年（2028 年）までの 6 年間で 1.92%増加すると想定し、令和 4 年の実績値に 2%を乗じた値を目標値とします。モーターカーについては、過去 5 年間の実績と同等の増加を目標とします。また、公共交通にかかる経費、効率性に関しては、市民一人あたりの公的負担額（公共交通に係る公的負担額÷利用者数）および収支率（経常収益÷経常費用）を評価指標とします。公的負担額については、交通施策を充実させるには一定の増が見込まれるものの、運行の効率化等により、令和元年度から令和 4 年度の上昇率の実績値（約 21%）よりも抑制することを目標とします。収支率については、運行内容や運用方法の改善による効率化を図り、令和 4 年実績を上回ることを目標とします。

「Ⅱ.子どもや高齢者をはじめ誰もが安心して利用できる環境づくり」については、説明会等の認知度向上に向けた取り組みや、バス待ち環境の改善等の利用しやすい環境づくりに向けた取り組みの実施回数を評価指標とします。令和 4 年度には合計 4 回実施しており、今後も同水準の実施を継続します。

「Ⅲ.きめ細かな情報提供とコミュニケーションによる関心と利用の拡大」については、路線バスを基幹とする公共交通の関心と利用拡大を目的とした取り組みのため、路線バスを利用したことのない人の割合を評価指標とします。コミュニケーション施策（アンケート調査等）の実施により利用状況を把握し、各種取り組みによる路線バス利用率の拡大を目標とします。

「Ⅳ.地域の多様な関係者の共創による地域公共交通づくり」については、多方面との共創による利用促進や維持確保を目的とした取り組みであることから、共創事業の数を評価指標とし、年あたり 3 事業を目標に設定します。

目標に対する評価や検証、施策の見直し等については「守山市地域公共交通活性化協議会」が主体となって実施します。

表 5-3 本計画の目標値

基本方針	評価指標	目標
Ⅰ.既存地域公共交通を活かした利便性の向上	路線バス利用者数	令和４年の１日あたり乗降者数を２％上回ります。 【令和４年実績】 → 【目標値】 5,564 人/日 → 5,675 人/日
	くるっとバス利用者数	令和４年の年間乗降者数を２％上回ります。 【令和４年実績】 → 【目標値】 42,115 人/年 → 42,957 人/年
	モーリーカー利用者数	令和４年度の１日あたり平均利用件数の約 20 件増加を目指します。 【令和４年実績】 → 【目標値】 42.1 件/日 → 60 件/日
	市民一人あたりの公的負担額（＝公的負担額÷守山市人口）	１年あたりの上昇率を 20％以下に抑えます。 【実績(R1～R4)】 → 【目標値】 約 21％/年 → 20％/年
	公的資金が投入されている公共交通事業の収支率（経常収益÷経常費用）	下記の令和４年実績を上回ります。 【令和４年実績】 ・路線バス 服部線:41.0% 小浜線:32.7% ・くるっとバス 宅屋線:21.0% 大宝循環線:19.6% ・モーリーカー：16.5%
Ⅱ.子どもや高齢者をはじめ誰もが安心して利用できる環境づくり	地域公共交通の新たな利用者を獲得するための取組みの実施回数	年４回（令和４年度実績）以上の実施を目指します。
Ⅲ.きめ細かな情報提供とコミュニケーションによる関心と利用の拡大	「路線バスを利用したことのない人」の割合	平成 30 年アンケート調査結果の 39.5％を下回ります。
Ⅳ.地域の多様な関係者の共創による地域公共交通づくり	関係機関との共創事業の数	年 3 件以上の事業実施を目指します。

令和 7 年 6 月 日

（名称）守山市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

守山市においては、大津市に通じる基幹バス路線であるレインボーライン（木の浜線、琵琶湖大橋線）を軸に、市内域に路線バス、コミュニティバス、デマンド乗合交通により構成される公共交通網が広がっている。

そのような中、少子化・高齢化の進行によりバスを利用する層が減少傾向にあることに加え、自家用車の普及等により路線バスの利用者を確保することが年々困難になってきている。こうしたことから、採算に合わない既存バスの路線は減便を検討せざるを得ない状況であり、令和 6 年 10 月には服部線の一部減便が実施されるなど、日常生活に必要不可欠な地域公共交通の維持確保が極めて厳しい状況にある。

しかしながら、学生や高齢者にとって身近な交通手段であるバス交通は、より一層の充実が求められており、特に河西・中洲学区の住民の通院・買い物を中心とした生活に不可欠な当該路線を存続していくことは重要である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、服部線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

市・地域住民・交通事業者・関係機関が連携して「将来にわたり誰もが安心して移動できる地域公共交通の実現」を目指す。

定量的な目標は以下のとおり。

【目標値】

- ・路線バスの利用者数（市内全路線）について、令和 10 年度中に 5,675 人/日以上（令和 4 年度実績 5,564/日の 2%増）とする。
- ・「路線バスを利用したことのない人」の割合を 39.5%（平成 30 年アンケート結果）より下回ることとする。
- ・服部線の収支率を 41.0%（令和 4 年度実績）以上とする。
（守山市地域公共交通計画 P89 参照）

（２）事業の効果

服部線を維持することにより、中洲学区、河西学区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、路線バスが運行していることで、市外への通勤・通学の移動手段を確保することができ、地域活性化にも寄与することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ 基幹路線バスの利便性を高めるためにバス停付近にＢＴＳ（駐輪場）の設置（市） ・ 系統や便数、運行ダイヤの見直し（事業者） ・ バス路線再編に向けた検討（市・バス事業者） ・ 行政、交通事業者を交えた「住民ワークショップ」等の開催（市・地域住民・バス事業者・関係行政機関ほか） （守山市地域公共交通計画 P90 および91 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
運行経費から国庫補助金額を差し引いた分については近江鉄道株式会社が負担。 表 2 を添付。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・ 利用者アンケート（車内聞き取りアンケート等） ・ 住民ヒアリング（住民懇談会実施） ・ 市民アンケート
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
表 4 を添付。
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
表 5 を添付。

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
路線の運行確保と車両の取得は一体不可分なものである。 服部線を運行するバス車両については、保守点検を重ねて使用しているところだが、車齢の高いものについては、安全性と費用効果率の面から適切な入れ替えが必要である。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標 市・地域住民・交通事業者・関係機関が連携して「将来にわたり誰もが安心して移動できる地域公共交通の実現」を目指す。 定量的な目標は以下のとおり。 【目標値】 ・路線バスの利用者数（市内全路線）について、令和 10 年度中に 5,675 人/日以上（令和 4 年度実績 5,564/日の 2 %増）とする。 ・「路線バスを利用したことのない人」の割合を 39.5%（平成 30 年アンケート結果）より下回ることとする。 ・服部線の収支率を 41.0%（令和 4 年度実績）以上とする。 （守山市地域公共交通計画 P89 参照）
（２）事業の効果
服部線を維持することにより、中洲学区、河西学区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、路線バスが運行していることで、市外への通勤・通学の移動手段を確保することができ、地域活性化にも寄与することができる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表 6 および表 7 のとおり。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
令和6年6月6日	R5 決算報告、R6 事業計画・予算、R7 幹線およびフィーダー系統確保維持計画等について協議・承認
令和6年8月30日	モーリーカーの制度改善等について協議・承認（書面開催）
令和6年11月1日	モーリーカーの制度改善、路線バスの運賃改定等について協議・承認
令和7年2月25日	モーリーカーの制度改善、路線バスの減便等について協議・承認
19. 利用者等の意見の反映状況	
守山市役所、公共施設、各地区会館、ホームページおよび市民説明会を行い本計画に関する意見を募集した。また、協議会の議論に住民および利用者の声を反映させるため、守山市自治連合会、守山市身体障害者連合会、守山市老人クラブ連合会の参画を得ている。 行政に寄せられる市民・利用者の声、意見等を協議会に報告することにより反映させている。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 守山市吉身二丁目5番22号

(所 属) 守山市役所都市計画・交通政策課

(氏 名) 大崎 貴斗

(電 話) 077-582-1132

(e-mail) toshikeikaku@city.moriyama.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
守山市	近江鉄道株式会社	(1) 服部線	2,760.0	
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計				

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和9年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
守山市	近江鉄道株式会社	(1) 服部線	2,760.0	
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計				

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和10年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
守山市	近江鉄道株式会社	(1) 服部線	2,764.0	
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計				

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	近江鉄道株式会社	R8 年度
------	----------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,382,428 千円	営業外収益	63,621 千円	経常収益(イ)	2,446,049 千円
	営業費用	2,542,988 千円	営業外費用	3,134 千円	経常費用(ロ)	2,546,122 千円
	営業損益	△ 160,560 千円	営業外損益	60,487 千円	経常損益	△ 100,073 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,551,369.0 km				経常収支率	96.06 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,288,074 千円	営業外収益	75,791 千円	経常収益(イ)	2,363,865 千円
	営業費用	2,391,731 千円	営業外費用	2,421 千円	経常費用(ロ)	2,394,152 千円
	営業損益	△ 103,657 千円	営業外損益	73,370 千円	経常損益	△ 30,287 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	4,619,351.0 km				経常収支率	98.73%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,101,303 千円	営業外収益	93,840 千円	経常収益(イ)	2,195,143 千円
	営業費用	2,294,000 千円	営業外費用	6,395 千円	経常費用(ロ)	2,300,395 千円
	営業損益	△ 192,697 千円	営業外損益	87,445 千円	経常損益	△ 105,252 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ")	4,613,062.0 km				経常収支率	95.42%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ＝c
北近畿	498円. 66銭	518円. 28銭	559円. 41銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3＝ニ	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
北近畿	525円. 45銭	426円. 56銭	426円. 56銭	98円. 89銭	537円. 43銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合フ	改定率コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数 () ①＝カッコ 内	計画平均乗車 密度 ②	計画 輸送量 ①×② ＝③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ 程	系統キロ程と地域公共交通再編 事業を実施する区域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合率 ル÷チ	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部と 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率 (チー(リ＋ヌ ＋ル))÷チ＝ ヲ	
				起点	主な 経由地	終点					チ	オ			オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル					
北 近 畿	9	無	服部線	守山駅	服部	錦の里 (イオンタウン野洲)	365 日	2,511.0 (6.8) 回	3.4	23.1 人	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	野洲市	無	服部線	守山駅	服部	錦の里 (イオンタウン野洲)	365 日	2,511.0 (6.8) 回	3.4	23.1 人	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 2.1km 復 2.1km	(平均) 2.1km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	守山市	無	服部線	守山駅	服部	錦の里 (イオンタウン野洲)	365 日	2,511.0 (6.8) 回	3.4	23.1 人	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 8.8km 復 8.8km	(平均) 8.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
合計			系統								往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入 部分及び同一補助 ブロック都道府県外 乗入部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象 経常収益 の見込額 ノ×フ以上の額:ヨ		
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場 合			3力年平均 (d+e+f)/3 =ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間における 実車走行キロ 当たり経常収益 の運賃改定によ る増収分 f×コ÷(1+コ) ×フ=g	経常収益控除 額 ケとgのいづれ か少ない額 h	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用後の キロ当たり経常 収益 ノ'-h=ノ''		経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ''÷マ''=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ		補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ÷マ=f	
北 近 畿	9		100%	60559.8 . km	25,832,388円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	217円. 47銭	17,555,757円	77,362.4Km	226円. 92銭	15,674,678円	71,077.6Km	220円. 52銭	17,168,065円	83,747.5Km	204円. 99銭	13,169,939円
	野洲市		19%	11667.5 . km	4,976,880円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	217円. 47銭	3,382,302円	14,904.7Km	226円. 92銭	3,019,892円	13,693.9Km	220円. 52銭	3,307,609円	16,134.8Km	204円. 99銭	2,537,326円
	守山市		81%	48892.32 . km	20,855,508円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	217円. 47銭	14,173,455円	62,457.7Km	226円. 92銭	12,654,786円	57,383.8Km	220円. 52銭	13,860,456円	67,612.7Km	204円. 99銭	10,632,613円
合計				. km	円						円	. km		円	. km		円	. km		円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちい づれか少ないほう の額 ソ	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補 助ブロック都道府県 外乗入部分及び他路 線との競合部分以外 に係るもの ソ×ラ=ツ'	ソのうち補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブロック都 道府県外乗入部分以外に係 るもの ソ×ラ' =ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数ノ' ①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム-ラ=ウ
北 近 畿	9		12,662,449円	11,624,574円	11,624,574円	11,624,574 円	11,624,574 円	6,837,985 円	6,837 千円	3,418.5 千円	18,651,208円	15,232,708円
	野洲市		2,439,554円	2,239,596円	2,239,596円	2,239,596 円	2,239,596 円	1,317,410 円	1,317 千円	658.5 千円	3,593,351円	2,934,851円
	守山市		10,222,895円	9,384,978円	9,384,978円	9,384,978 円	9,384,978 円	5,520,575 円	5,520 千円	2760 千円	15,057,857円	12,297,857円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概 要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	9		1,709,200円	11.22%		0.00%		%	13,523,508	89%	
	野洲市		329,200円	11.22%		0.00%	円	%	2,605,651	89%	
	守山市		1,380,000円	11.22%		0.00%	円	%	10,917,857	89%	
	合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	近江鉄道株式会社	R9 年度
------	----------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,382,428 千円	営業外収益	63,621 千円	経常収益(イ)	2,446,049 千円
	営業費用	2,542,988 千円	営業外費用	3,134 千円	経常費用(ロ)	2,546,122 千円
	営業損益	△ 160,560 千円	営業外損益	60,487 千円	経常損益	△ 100,073 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,551,369.0 km				経常収支率	96.06 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,288,074 千円	営業外収益	75,791 千円	経常収益(イ)	2,363,865 千円
	営業費用	2,391,731 千円	営業外費用	2,421 千円	経常費用(ロ)	2,394,152 千円
	営業損益	△ 103,657 千円	営業外損益	73,370 千円	経常損益	△ 30,287 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	4,619,351.0 km				経常収支率	98.73%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,101,303 千円	営業外収益	93,840 千円	経常収益(イ)	2,195,143 千円
	営業費用	2,294,000 千円	営業外費用	6,395 千円	経常費用(ロ)	2,300,395 千円
	営業損益	△ 192,697 千円	営業外損益	87,445 千円	経常損益	△ 105,252 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	4,613,062.0 km				経常収支率	95.42%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	498円. 66銭	518円. 28銭	559円. 41銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
北近畿	525円. 45銭	426円. 56銭	426円. 56銭	98円. 89銭	537円. 43銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合フ	改定率コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運 行 系 統			計画運行 日数	計画運行 回数 () ①＝カッコ 内	計画平均乗車 密度 ②	計画 輸送量 ①×② ＝③	系 統 キ ロ 程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編 事業を実施する区域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他 路 線 と の 競 合 率 ル÷チ	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率 (チー(リ＋ヌ ＋ル))÷チ＝ ヲ	
				起 点	主 な 経 由 地	終 点					チ	オ			オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル					
北 近 畿	9	無	服部線	守山駅	服部	錦の里 (イオン野 洲)	365 日	2,511.0 (6.8) 回	3.4	23.1 人	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	野洲市	無	服部線	守山駅	服部	錦の里 (イオン野 洲)	365 日	2,511.0 (6.8) 回	3.4	23.1 人	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 2.1km 復 2.1km	(平均) 2.1km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	守山市	無	服部線	守山駅	服部	錦の里 (イオン野 洲)	365 日	2,511.0 (6.8) 回	3.4	23.1 人	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 8.8km 復 8.8km	(平均) 8.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
合計			系統								往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入 部分及び同一補助 ブロック都道府県外 乗入部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益													補助対象 経常収益 の見込額 ノ×フ以上の額:ヨ	
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場 合			3力年平均 (d+e+f)/3 =ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間における 実車走行キロ 当たり経常収益 の運賃改定によ る増収分 f×コ÷(1+コ) ×フ=g	経常収益控除 額 ケとgのいずれ か少ない額 h	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用後の キロ当たり経常 収益 ノ'-h=ノ''		経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ''÷マ''=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ÷マ=f		
北 近 畿	9		100%	60559.8 . km	25,832,388円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	217円. 47銭	17,555,757円	77,362.4Km	226円. 92銭	15,674,678円	71,077.6Km	220円. 52銭	17,168,065円	83,747.5Km	204円. 99銭	13,169,939円
	野洲市		19%	11667.5 . km	4,976,880円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	217円. 47銭	3,382,302円	14,904.7Km	226円. 92銭	3,019,892円	13,693.9Km	220円. 52銭	3,307,609円	16,134.8Km	204円. 99銭	2,537,326円
	守山市		81%	48892.32 . km	20,855,508円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	217円. 47銭	14,173,455円	62,457.7Km	226円. 92銭	12,654,786円	57,383.8Km	220円. 52銭	13,860,456円	67,612.7Km	204円. 99銭	10,632,613円
合計				. km	円						円	. km		円	. km		円	. km		円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちい づれか少ないほう の額 ソ	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補 助ブロック都道府県 外乗入部分及び他路 線との競合部分以外 に係るもの ソ×ラ=ツ'	ソのうち補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブロック都 道府県外乗入部分以外に係 るもの 'ソ×ラ'=ツ''	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数ノ' ①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム-ラ=ウ
北 近 畿	9		12,662,449円	11,624,574円	11,624,574円	11,624,574 円	11,624,574 円	6,837,985 円	6,837 千円	3,418.5 千円	18,651,208円	15,232,708円
	野洲市		2,439,554円	2,239,596円	2,239,596円	2,239,596 円	2,239,596 円	1,317,410 円	1,317 千円	658.5 千円	3,593,351円	2,934,851円
	守山市		10,222,895円	9,384,978円	9,384,978円	9,384,978 円	9,384,978 円	5,520,575 円	5,520 千円	2760 千円	15,057,857円	12,297,857円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概 要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	9		1,709,200円	11.22%		0.00%		%	13,523,508	89%	
	野洲市		329,200円	11.22%		0.00%	円	%	2,605,651	89%	
	守山市		1,380,000円	11.22%		0.00%	円	%	10,917,857	89%	
合計			円	%	円	%	円	%	円	%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	近江鉄道株式会社	R10 年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,382,428 千円	営業外収益	63,621 千円	経常収益(イ)	2,446,049 千円
	営業費用	2,542,988 千円	営業外費用	3,134 千円	経常費用(ロ)	2,546,122 千円
	営業損益	△ 160,560 千円	営業外損益	60,487 千円	経常損益	△ 100,073 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,551,369.0 km				経常収支率	96.06 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,288,074 千円	営業外収益	75,791 千円	経常収益(イ)	2,363,865 千円
	営業費用	2,391,731 千円	営業外費用	2,421 千円	経常費用(ロ)	2,394,152 千円
	営業損益	△ 103,657 千円	営業外損益	73,370 千円	経常損益	△ 30,287 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	4,619,351.0 km				経常収支率	98.73%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,101,303 千円	営業外収益	93,840 千円	経常収益(イ)	2,195,143 千円
	営業費用	2,294,000 千円	営業外費用	6,395 千円	経常費用(ロ)	2,300,395 千円
	営業損益	△ 192,697 千円	営業外損益	87,445 千円	経常損益	△ 105,252 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	4,613,062.0 km				経常収支率	95.42%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	498円. 66銭	518円. 28銭	559円. 41銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
北近畿	525円. 45銭	426円. 56銭	426円. 56銭	98円. 89銭	537円. 43銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合フ	改定率コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運 行 系 統			計画運行 日数	計画運行 回数 () ①＝カッコ 内	計画平均乗車 密度 ②	計画 輸送量 ①×② ＝③	系 統 キ ロ 程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編 事業を実施する区域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合率 ル÷チ	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率 (チー(リ＋ヌ ＋ル))÷チ＝ ヲ	
				起 点	主 な 経 由 地	終 点					チ	オ			オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ				
北 近 畿	9	無	服部線	守山駅	服部	錦の里 (イオン野 洲)	366 日	2,514.0 (6.8) 回	3.4	23.1 人	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	野洲市	無	服部線	守山駅	服部	錦の里 (イオン野 洲)	366 日	2,514.0 (6.8) 回	3.4	23.1 人	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 2.1km 復 2.1km	(平均) 2.1km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	守山市	無	服部線	守山駅	服部	錦の里 (イオン野 洲)	366 日	2,514.0 (6.8) 回	3.4	23.1 人	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 8.8km 復 8.8km	(平均) 8.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
合計			系統								往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置 (チー(リ＋ヌ))÷チ ＝ヲ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	ノとノ'のいずれ か少ない額 ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益													補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場 合			3力年平均 (d+e+f)/3 =ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間における 実車走行キロ 当たり経常収益 の運賃改定によ る増収分 f×コ÷(1＋コ) ×フ=g	経常収益控除 額 ケとgのいずれ か少ない額 h	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用後の キロ当たり経常 収益 ノーh=ノ''		経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ''÷マ''=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ÷マ=f		
北 近 畿	9		100%	60630.8 . km	25,862,674円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	217円. 47銭	17,555,757円	77,362.4Km	226円. 92銭	15,674,678円	71,077.6Km	220円. 52銭	17,168,065円	83,747.5Km	204円. 99銭	13,185,380円
	野洲市		19%	11681.2 . km	4,982,716円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	217円. 47銭	3,382,302円	14,904.7Km	226円. 92銭	3,019,892円	13,693.9Km	220円. 52銭	3,307,609円	16,134.8Km	204円. 99銭	2,540,301円
	守山市		81%	48949.64 . km	20,879,958円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	217円. 47銭	14,173,455円	62,457.7Km	226円. 92銭	12,654,786円	57,383.8Km	220円. 52銭	13,860,456円	67,612.7Km	204円. 99銭	10,645,079円
合計				. km	円						円	. km		円	. km		円	. km		円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補 助ブロック都道府県 外乗入部分及び他路 線との競合部分以外 に係るもの ソ×ヲ＝ツ'	ソのうち補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブロック都 道府県外乗入部分以外に係 るもの ソ×ヲ'＝ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数ノ ①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム－ラ＝ウ
北 近 畿	9		12,677,294円	11,638,203円	11,638,203円	11,638,203 円	11,638,203 円	6,846,002 円	6,846 千円	3,423.0 千円	18,673,074円	15,250,074円
	野洲市		2,442,415円	2,242,222円	2,242,222円	2,242,222 円	2,242,222 円	1,318,954 円	1,318 千円	659.0 千円	3,597,565円	2,938,565円
	守山市		10,234,879円	9,395,981円	9,395,981円	9,395,981 円	9,395,981 円	5,527,047 円	5,528 千円	2764 千円	15,075,509円	12,311,509円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	9		1,711,500円	11.22%		0.00%		%	13,538,574	89%	
	野洲市		329,500円	11.21%		0.00%	円	%	2,609,065	89%	
	守山市		1,382,000円	11.23%		0.00%	円	%	10,929,509	89%	
	合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
滋賀県	—	守山市	県立病院(総合病院、小児保健医療センター)や複数の高等学校等が立地することから、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められる。

表5 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、実施時期及びその他特記事項

路線	取組項目		取組年度	参画主体	取組内容	事業実績	R8年度計画期間の取組方針
服部線	全国共通交通系ICカードの導入	継続	R2年度～	近江鉄道	2021年3月27日より、全国共通交通系ICカード”ICOCA”を導入することで、利便性向上とキャッシュレス決済の推進による感染症対策により安全・安心・便利な交通機関を目指す。 また、定期券の区間式から金額式への移行により、新規利用者の掘り起しに努める。	R6年度 ICOCA利用率 定期外利用のみ：81.0% 定期券利用含む：88.8%	引き続き取組を実施
	守山市民対象の割安定期券等の販売	継続	H29年度～	近江鉄道 江若交通 守山市	＜スーパー学割バス定期券＞ 市内在住の学生を対象に月額（月額7,500円または10,500円）の学生定期券を販売 ＜高齢者おでかけパス＞ 高齢者対象に月額2,200円で市内路線バスが乗り放題の乗車券を販売	＜R6販売実績＞※市内全線 スーパー学割バス定期券：4,528ヶ月 ・高齢者おでかけバス：2,089ヶ月	引き続き取組を実施

表6 車両の取得計画の概要

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
守山市	近江鉄道株式会社	継続1両	1,021

表6 車両の取得計画の概要

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
守山市	近江鉄道株式会社	継続1両	612

表6 車両の取得計画の概要

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
守山市	近江鉄道株式会社	継続1両	367

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	近江鉄道株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

初年度(令和)	8 年度								
補償ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用補助申請番号	車両の種別		乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
北近畿	第1号(9-1)	同屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1.2.3.4.5.6.7号	ノンステップ	スロープ付	標準仕様	73	R7・10	現金
北近畿	第2号(9-2)	同屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1.2.3.4.5.6.7号	ノンステップ	スロープ付	標準仕様	73	R7・10	現金
北近畿	第3号(9-3)	同屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1.2.3.4.5.6.7号	ノンステップ	スロープ付	標準仕様	73	R7・10	現金
北近畿	第4号(9-4)	同屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1.2.3.4.5.6.7号	ノンステップ	スロープ付	標準仕様	73	R7・10	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実質額入予定費(円)＊消費税を除く				実質額入予定費合計額から繰上 返還金(戻上)額(円)	本と限度額のうち 少ない方の円 の額	普通借入限度額 (円) (定率法：A×0.6÷4) (定額法：A×0.2÷2)	特別借額(円)	借組限度額(円)	事業者借額(円)	支払のうちに ない方の(円)	借組期間 (月)	補助対象経費 ア×1/2(月)×b	計画額 (千円)	＊残存価格 (千円)	
	車両価格		附属品価格	改造費												合計
	イ	ロ	ハ	イ＋ロ＋ハ＝ニ												ニ－1円＝ホ
第1号(8-1)	19,050,000	2,841,250		21,891,250	21,891,249	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	8,756,496	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000	
近江八幡市	2,673,425	398,733		3,072,159	3,072,159	2,105,059	842,024		842,024	1,228,863	842,024	12	842,024 円	421	1,263,035	
竜王町	1,918,298	286,108		2,204,406	2,204,406	1,510,471	604,188		604,188	881,762	604,188	12	604,188 円	302	906,283	
東近江市	12,054,525	1,797,896		13,852,421	13,852,421	9,491,752	3,796,701		3,796,701	5,540,966	3,796,701	12	3,796,701 円	1,898	5,695,051	
日野町	2,403,752	358,513		2,762,264	2,762,263	1,892,718	757,087		757,087	1,104,905	757,087	12	757,087 円	379	1,135,631	
第2号(8-2)	19,050,000	2,841,250		21,891,250	21,891,249	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	8,756,496	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000	
近江八幡市	2,673,425	398,733		3,072,159	3,072,159	2,105,059	842,024		842,024	1,228,863	842,024	12	842,024 円	421	1,263,035	
竜王町	1,918,298	286,108		2,204,406	2,204,406	1,510,471	604,188		604,188	881,762	604,188	12	604,188 円	302	906,283	
東近江市	12,054,525	1,797,896		13,852,421	13,852,421	9,491,752	3,796,701		3,796,701	5,540,966	3,796,701	12	3,796,701 円	1,898	5,695,051	
日野町	2,403,752	358,513		2,762,264	2,762,263	1,892,718	757,087		757,087	1,104,905	757,087	12	757,087 円	379	1,135,631	
第3号(8-3)	19,050,000	2,841,250		21,891,250	21,891,249	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	8,756,496	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000	
近江八幡市	2,673,425	398,733		3,072,159	3,072,159	2,105,059	842,024		842,024	1,228,863	842,024	12	842,024 円	421	1,263,035	
竜王町	1,918,298	286,108		2,204,406	2,204,406	1,510,471	604,188		604,188	881,762	604,188	12	604,188 円	302	906,283	
東近江市	12,054,525	1,797,896		13,852,421	13,852,421	9,491,752	3,796,701		3,796,701	5,540,966	3,796,701	12	3,796,701 円	1,898	5,695,051	
日野町	2,403,752	358,513		2,762,264	2,762,263	1,892,718	757,087		757,087	1,104,905	757,087	12	757,087 円	379	1,135,631	
第4号(8-4)	19,050,000	2,841,250		21,891,250	21,891,249	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	8,756,496	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000	
近江八幡市	2,673,425	398,733		3,072,159	3,072,159	2,105,059	842,024		842,024	1,228,863	842,024	12	842,024 円	421	1,263,035	
竜王町	1,918,298	286,108		2,204,406	2,204,406	1,510,471	604,188		604,188	881,762	604,188	12	604,188 円	302	906,283	
東近江市	12,054,525	1,797,896		13,852,421	13,852,421	9,491,752	3,796,701		3,796,701	5,540,966	3,796,701	12	3,796,701 円	1,898	5,695,051	
日野町	2,403,752	358,513		2,762,264	2,762,263	1,892,718	757,087		757,087	1,104,905	757,087	12	757,087 円	379	1,135,631	
計	76,200,000	11,365,000		87,565,000	87,564,996	60,000,000	24,000,000		24,000,000	35,025,984	24,000,000		24,000 千円	12,000	36,000,000	

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率 (%)	補助対象経費	計面額(千円)
			レ	ソ	ツ	ツ×1/2=ネ
1					円	
A市					円	
B市					円	
2					円	
A市					円	
B市					円	
計					千円	

【所要経費】

	補助対象経費(千円)	計画額(千円)
	カ+フ	ヨ+ネ
	24,000	12,000
近江八幡市	3,368	1,684
竜王町	2,417	1,208
東近江市	15,187	7,592
日野町	3,028	1,516

【負担者とその負担割合】

補助予 の種別 の名称	申請 番号	負担者						事業者自己負担 負担割合	「その他の市」の 負担の割合
		都道府県		市町村		負担者としての負担割合			
		負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合		
北近江	第1号 (8-1)	1,500,000円	%	円	%	円	%	4,256,496 円	48.0%
	近江八幡市	210,506円	%	円	%	円	%	597,357 円	
	竜王町	151,047円						428,715 円	
	東近江市	948,175円						2,693,791 円	
	日野町	189,272円						536,633 円	
	第2号 (8-2)	1,500,000円	%	円	%	円	%	4,256,496 円	48.0%
	近江八幡市	210,506円	%	円	%	円	%	597,357 円	
	竜王町	151,047円						428,715 円	
	東近江市	948,175円						2,693,791 円	
	日野町	189,272円						536,633 円	

補助

補助プロジェクト名	申請番号	償還済資金		市国庫交付金		負担者とその負担割合		事業費自己負担		その他の費用、 の実体的配分
		負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	その他の金		負担割合	負担割合	
						負担割合	負担割合			
北近畿	第3号 (8-3)	1,500,000円	%	%	%	%	%	4,256,496	円	48.6%
	近江八幡市	210,506円	%	%	%	%	%	597,257	円	%
	竜王町	151,047円						428,715		
	東近江市	949,175円						2,693,791		
	日野町	189,272円						536,633		
	第4号 (8-4)	1,500,000円	%	%	%	%	%	4,256,496	円	48.6%
	近江八幡市	210,506円	%	%	%	%	%	597,257	円	%
	竜王町	151,047円						428,715		
	東近江市	949,175円						2,693,791		
	日野町	189,272円						536,633		
	合計	6,000,000円	%	%	%	%	%	17,025,984	円	%

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	前年度
北近畿	第1号(6-1)	近江大橋線	第8号	第9号
北近畿	第2号(6-2)	服部線	第9号	第9号
北近畿	第3号(6-3)	同原線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第1号(7-1)	同原線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第2号(7-2)	同原線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	前年度
北近畿	第1号(8-1)	同原線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第2号(8-2)	同原線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第1号(8-3)	同原線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第2号(8-4)	同原線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号

【購入車両減価却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	/とオのうち少ない方の 額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 $\frac{\text{ク} \times \text{キ} + 12}{12} \times \text{マ}$ (最終年度)ク=マ	計画額(千円)	* 残存価格 (円)
	前年度への額=ナ 初年度への額=ナ	前年度7(2年目のみ) ナの額=ナ	(定率法) $\text{ナ} \times \frac{\text{ク}}{12} = \text{ム}$ (定額法) $\text{ナ} \times 0.2 = \text{ム}$			オ					
第1号(6-1)	15,000,000	6,915,827	2,766,331		2,766,331	4,697,616	2,766,331	12	2,766,331 円	1,383.1	4,149,496
大津市	5,700,000	2,628,014	1,051,206		1,051,206	1,785,094	1,051,206	12	1,051,206 円	526.0	1,576,809
草津市	9,300,000	4,287,813	1,715,125		1,715,125	2,912,522	1,715,125	12	1,715,125 円	857.1	2,572,687
第2号(6-2)	15,000,000	6,300,000	2,520,000		2,520,000	4,239,564	2,520,000	12	2,520,000 円	1,260.0	3,780,000
野洲市	2,850,000	1,197,000	478,800		478,800	805,517	478,800	12	478,800 円	239.0	718,200
守山市	12,150,000	5,103,000	2,041,200		2,041,200	3,434,047	2,041,200	12	2,041,200 円	1,021.0	3,061,800
第3号(6-3)	15,000,000	6,300,000	2,520,000		2,520,000	3,839,724	2,520,000	12	2,520,000 円	1,260.0	3,780,000
近江八幡市	2,105,059	884,125	353,650		353,650	538,856	353,650	12	353,650 円	177.0	530,475
竜王町	1,510,471	634,398	253,759		253,759	386,653	253,759	12	253,759 円	127.0	380,639
東近江市	9,491,752	3,986,536	1,594,614		1,594,614	2,429,714	1,594,614	12	1,594,614 円	797.0	2,391,922
日野町	1,892,718	794,941	317,977		317,977	484,501	317,977	12	317,977 円	159.0	476,964
第1号(7-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	5,253,900	3,600,000	12	3,600,000 円	1,800.0	5,400,000
近江八幡市	2,105,059	884,125	353,650		353,650	538,856	353,650	12	353,650 円	177.0	530,475
竜王町	1,510,471	634,398	253,759		253,759	386,653	253,759	12	253,759 円	127.0	380,639
東近江市	9,491,752	3,986,536	1,594,614		1,594,614	2,429,714	1,594,614	12	1,594,614 円	797.0	2,391,922
日野町	1,892,718	3,494,941	1,397,977		1,397,977	1,898,677	1,397,977	12	1,397,977 円	699.0	2,096,964
第2号(7-2)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	5,253,900	3,600,000	12	3,600,000 円	1,800.0	5,400,000
近江八幡市	2,105,059	884,125	353,650		353,650	538,856	353,650	12	353,650 円	177.0	530,475
竜王町	1,510,471	634,398	253,759		253,759	386,653	253,759	12	253,759 円	127.0	380,639
東近江市	9,491,752	3,986,536	1,594,614		1,594,614	2,429,714	1,594,614	12	1,594,614 円	797.0	2,391,922
日野町	1,892,718	3,494,941	1,397,977		1,397,977	1,898,677	1,397,977	12	1,397,977 円	699.0	2,096,964
計	75,000,000	37,515,827	15,006,331		15,006,331	23,284,704	15,006,331		15,006 千円	7,503	22,509,496

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) アの額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	Eと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
1							円	
A市							円	
B市							円	
2							円	
A市							円	
B市							円	
計							千円	

【所要経費】

	補助対象経費(千円) マ+ア	計画額(千円) ケ+サ
	15,006	7,503
大津市	1,051	526
草津市	1,715	857
野洲市	479	239
守山市	2,041	1,021
近江八幡市	1,061	531
竜王町	761	381
東近江市	4,784	2,391
日野町	3,114	1,557

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合							
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	「その他の者」の具体的な概要
北近畿	第1号(6-1)	691,583円	%	円	%	円	%	2,622,933 円	%
	大津市	262,802円	%	円	%	円	%	996,293 円	%
	草津市	428,781円	%	円	%	円	%	1,626,641 円	%
	第2号(6-2)	630,000円	%	円	%	円	%	2,349,564 円	%
	野洲市	116,700円	%	円	%	円	%	446,817 円	%
	守山市	510,300円	%	円	%	円	%	1,902,747 円	%
	第3号(6-3)	630,000円	%	円	%	円	%	1,949,724 円	%
	近江八幡市	88,413円	%	円	%	円	%	272,444 円	%
	竜王町	63,440円	%	円	%	円	%	196,213 円	%
	東近江市	398,654円	%	円	%	円	%	1,234,061 円	%
	日野町	79,494円	%	円	%	円	%	246,007 円	%

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合							
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	「その他の者」の具体的な概要
北近畿	第1号(7-1)	800,000円	%	円	%	円	%	2,762,317 円	%
	近江八幡市	88,413円	%	円	%	円	%	273,444 円	%
	竜王町	63,440円	%	円	%	円	%	196,213 円	%
	東近江市	398,654円	%	円	%	円	%	1,234,061 円	%
	日野町	349,494円	%	円	%	円	%	1,058,600 円	%
	第2号(7-2)	800,000円	%	円	%	円	%	2,553,900 円	%
	近江八幡市	88,413円	%	円	%	円	%	273,444 円	%
	竜王町	63,440円	%	円	%	円	%	196,213 円	%
	東近江市	398,654円	%	円	%	円	%	1,234,061 円	%
	日野町	349,494円	%	円	%	円	%	850,183 円	%
	合計	3,751,583円	%	円	%	円	%	12,238,439 円	%

3年目以降(令和 9 年度)									
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号		補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度				当該年度	初年度
北近畿	第1号(6-1)	近江大橋線	第8号	第9号	北近畿	第1号(8-1)	同原線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第2号(6-2)	服部線	第9号	第9号	北近畿	第2号(8-2)	同原線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第3号(6-3)	同原線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号	北近畿	第1号(8-3)	同原線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第1号(7-1)	同原線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号	北近畿	第2号(8-4)	同原線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第2号(7-2)	同原線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号					

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	/とその他の少ない方の 額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 $\frac{\text{ク} \times \text{キ} \div 12 (\text{月})}{\text{ク} \times \text{キ} \div 12 (\text{月})} \times \text{マ}$ (最終年度)/ク=マ	計画額(千円)	* 残存価格 (円)
	初年度への額=ナ $\frac{\text{ナ}}{\text{ナ}}$	前年度7(2年目のみ) の額=ナ $\frac{\text{ナ}}{\text{ナ}}$	(定率法) $\text{ナ} \times 0.4 = \text{ム}$ (定額法) $\text{ナ} \times 0.2 = \text{ム}$	ウ	$\text{ム} + \text{ウ} = \text{ノ}$	オ	ウ	ヤ		$\text{マ} \times 1/2 = \text{ケ}$	テ=マ=フ
第1号(6-1)	15,000,000	4,149,496	1,659,798			2,818,560	1,659,798	12	1,659,798	円 829.8	2,489,698
大津市	5,700,000	1,576,809	630,723		630,723	1,071,053	630,723	12	630,723	円 315.0	946,085
草津市	9,300,000	2,572,687	1,029,075		1,029,075	1,747,507	1,029,075	12	1,029,075	円 514.8	1,543,613
第2号(6-2)	15,000,000	3,780,000	1,512,000		1,512,000	2,543,736	1,512,000	12	1,512,000	円 756.0	2,268,000
野洲市	2,850,000	718,200	287,280		287,280	483,310	287,280	12	287,280	円 144.0	430,920
守山市	12,150,000	3,061,800	1,224,720		1,224,720	2,060,426	1,224,720	12	1,224,720	円 612.0	1,837,080
第3号(6-3)	15,000,000	3,780,000	1,512,000		1,512,000	2,303,832	1,512,000	12	1,512,000	円 756.0	2,268,000
近江八幡市	2,105,059	530,475	212,190		212,190	323,314	212,190	12	212,190	円 106.0	318,285
竜王町	1,510,471	380,639	152,255		152,255	231,991	152,255	12	152,255	円 76.0	228,383
東近江市	9,491,752	2,391,922	956,769		956,769	1,457,827	956,769	12	956,769	円 478.0	1,435,153
日野町	1,892,718	476,964	190,786		190,786	290,700	190,786	12	190,786	円 96.0	286,179
第1号(7-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,152,340	2,160,000	12	2,160,000	円 1,080.0	3,240,000
近江八幡市	2,105,059	757,821	303,129		303,129	442,391	303,129	12	303,129	円 152.0	454,693
竜王町	1,510,471	543,769	217,508		217,508	317,435	217,508	12	217,508	円 109.0	326,262
東近江市	9,491,752	3,417,031	1,366,812		1,366,812	1,994,749	1,366,812	12	1,366,812	円 683.0	2,050,218
日野町	1,892,718	681,379	272,551		272,551	397,765	272,551	12	272,551	円 136.0	408,827
第2号(7-2)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,152,340	2,160,000	12	2,160,000	円 1,080.0	3,240,000
近江八幡市	2,105,059	757,821	303,129		303,129	442,391	303,129	12	303,129	円 152.0	454,693
竜王町	1,510,471	543,769	217,508		217,508	317,435	217,508	12	217,508	円 109.0	326,262
東近江市	9,491,752	3,417,031	1,366,812		1,366,812	1,994,749	1,366,812	12	1,366,812	円 683.0	2,050,218
日野町	1,892,718	681,379	272,551		272,551	397,765	272,551	12	272,551	円 136.0	408,827
第1号(8-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	5,253,900	3,600,000	12	3,600,000	円 1,800.0	5,400,000
近江八幡市	2,105,059	757,821	303,129		303,129	442,391	303,129	12	303,129	円 152.0	454,693
竜王町	1,510,471	543,769	217,508		217,508	317,435	217,508	12	217,508	円 109.0	326,262
東近江市	9,491,752	3,417,031	1,366,812		1,366,812	1,994,749	1,366,812	12	1,366,812	円 683.0	2,050,218
日野町	1,892,718	4,281,379	1,712,551		1,712,551	2,499,325	1,712,551	12	1,712,551	円 856.0	2,568,827
第2号(8-2)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	5,253,900	3,600,000	12	3,600,000	円 1,800.0	5,400,000
近江八幡市	2,105,059	757,821	303,129		303,129	442,391	303,129	12	303,129	円 152.0	454,693
竜王町	1,510,471	543,769	217,508		217,508	317,435	217,508	12	217,508	円 109.0	326,262
東近江市	9,491,752	3,417,031	1,366,812		1,366,812	1,994,749	1,366,812	12	1,366,812	円 683.0	2,050,218
日野町	1,892,718	4,281,379	1,712,551		1,712,551	2,499,325	1,712,551	12	1,712,551	円 856.0	2,568,827
第3号(8-3)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	5,253,900	3,600,000	12	3,600,000	円 1,800.0	5,400,000
近江八幡市	2,105,059	757,821	303,129		303,129	442,391	303,129	12	303,129	円 152.0	454,693
竜王町	1,510,471	543,769	217,508		217,508	317,435	217,508	12	217,508	円 109.0	326,262
東近江市	9,491,752	3,417,031	1,366,812		1,366,812	1,994,749	1,366,812	12	1,366,812	円 683.0	2,050,218
日野町	1,892,718	4,281,379	1,712,551		1,712,551	2,499,325	1,712,551	12	1,712,551	円 856.0	2,568,827
第4号(8-4)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	5,253,900	3,600,000	12	3,600,000	円 1,800.0	5,400,000
近江八幡市	2,105,059	757,821	303,129		303,129	442,391	303,129	12	303,129	円 152.0	454,693
竜王町	1,510,471	543,769	217,508		217,508	317,435	217,508	12	217,508	円 109.0	326,262
東近江市	9,491,752	3,417,031	1,366,812		1,366,812	1,994,749	1,366,812	12	1,366,812	円 683.0	2,050,218
日野町	1,892,718	4,281,379	1,712,551		1,712,551	2,499,325	1,712,551	12	1,712,551	円 856.0	2,568,827
計	135,000,000	58,509,496	23,403,798		23,403,798	34,986,408	23,403,798		23,404	千円 11,702	35,105,698

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費 ヲ	計画額(千円) 7 × 1/2 = サ
			(自)	(至)				
1							円	
A市							円	
B市							円	
2							円	
A市							円	
B市							円	
計							千円	

【所要経費】

	補助対象経費(千円) マ＋ア	計画額(千円) ケ＋サ
	23,404	11,702
大津市	631	315
草津市	1,029	515
野洲市	287	144
守山市	1,225	612
近江八幡市	2,031	1,018
竜王町	1,457	730
東近江市	9,158	4,576
日野町	7,586	3,792

【負担者とその負担割合】

補助プロジェクト名	申請番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿	第1号(8-1)	414,950円	%	円	%	円	%	1,573,810円	円	%	
	大津市	157,681円	%	円	%	円	%	598,372円	円	%	
	草津市	257,269円	%	円	%	円	%	975,438円	円	%	
	第2号(8-2)	378,000円	%	円	%	円	%	1,409,736円	円	%	
	野洲市	71,820円	%	円	%	円	%	287,490円	円	%	
	守山市	306,180円	%	円	%	円	%	1,142,246円	円	%	
	第3号(8-3)	378,000円	%	円	%	円	%	1,169,832円	円	%	
	近江八幡市	53,048円	%	円	%	円	%	164,267円	円	%	
	竜王町	38,064円	%	円	%	円	%	117,927円	円	%	
	東近江市	226,192円	%	円	%	円	%	740,635円	円	%	
	日野町	47,697円	%	円	%	円	%	147,004円	円	%	
	第1号(7-1)	540,000円	%	円	%	円	%	1,532,340円	円	%	
	近江八幡市	75,782円	%	円	%	円	%	214,609円	円	%	
	竜王町	54,377円	%	円	%	円	%	154,058円	円	%	
	東近江市	341,703円	%	円	%	円	%	970,046円	円	%	
	日野町	68,138円	%	円	%	円	%	193,827円	円	%	
	第2号(7-2)	540,000円	%	円	%	円	%	1,532,340円	円	%	
	近江八幡市	75,782円	%	円	%	円	%	214,609円	円	%	
	竜王町	54,377円	%	円	%	円	%	154,058円	円	%	
	東近江市	341,703円	%	円	%	円	%	970,046円	円	%	
	日野町	68,138円	%	円	%	円	%	193,827円	円	%	

補助プロジェクト名	申請番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿	第1号(8-1)	900,000円	%	円	%	円	%	2,553,900円	円	%	
	近江八幡市	75,782円	%	円	%	円	%	214,609円	円	%	
	竜王町	54,377円	%	円	%	円	%	154,058円	円	%	
	東近江市	341,703円	%	円	%	円	%	970,046円	円	%	
	日野町	428,138円	%	円	%	円	%	1,215,187円	円	%	
	第2号(8-2)	900,000円	%	円	%	円	%	2,553,900円	円	%	
	近江八幡市	75,782円	%	円	%	円	%	214,609円	円	%	
	竜王町	54,377円	%	円	%	円	%	154,058円	円	%	
	東近江市	341,703円	%	円	%	円	%	970,046円	円	%	
	日野町	428,138円	%	円	%	円	%	1,215,187円	円	%	
	第3号(8-3)	900,000円	%	円	%	円	%	2,553,900円	円	%	
	近江八幡市	75,782円	%	円	%	円	%	214,609円	円	%	
	竜王町	54,377円	%	円	%	円	%	154,058円	円	%	
	東近江市	341,703円	%	円	%	円	%	970,046円	円	%	
	日野町	428,138円	%	円	%	円	%	1,215,187円	円	%	
	第4号(8-4)	900,000円	%	円	%	円	%	2,553,900円	円	%	
	近江八幡市	75,782円	%	円	%	円	%	214,609円	円	%	
	竜王町	54,377円	%	円	%	円	%	154,058円	円	%	
	東近江市	341,703円	%	円	%	円	%	970,046円	円	%	
	日野町	428,138円	%	円	%	円	%	1,215,187円	円	%	
	合計	5,850,950円	%	円	%	円	%	17,433,658円	円	%	

3年目以降(令和 10 年度)					
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号		
			当該年度	初年度	
北近畿	第1号(6-1)	近江大橋線	第8号	第9号	
北近畿	第2号(6-2)	服部線	第9号	第9号	
北近畿	第3号(6-3)	同屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号	
北近畿	第1号(7-1)	同屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号	
北近畿	第2号(7-2)	同屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号	

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号		
			当該年度	初年度	
北近畿	第1号(8-1)	同屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号	
北近畿	第2号(8-2)	同屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号	
北近畿	第1号(8-3)	同屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号	
北近畿	第2号(8-4)	同屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号	

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	/とイのうち少ない方の 額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)÷マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円)	*残存価格 (円)
	初年度への額=ナ	前年度7(2年目のみ り)の額=ウ	(定率法)イ×0.4=ム (定額法)イ×0.2=ム			オ					
第1号(6-1)	15,000,000	2,489,698	995,879		995,879	2,113,926	995,879	12	995,879 円	497.9	1,493,819
大津市	5,700,000	946,085	378,434		378,434	803,292	378,434	12	378,434 円	189.0	567,651
草津市	9,300,000	1,543,613	617,445		617,445	1,310,634	617,445	12	617,445 円	308.9	926,168
第2号(6-2)	15,000,000	2,268,000	907,200		907,200	1,907,808	907,200	12	907,200 円	453.6	1,360,800
野洲市	2,850,000	430,920	172,368		172,368	362,484	172,368	12	172,368 円	86.0	258,552
守山市	12,150,000	1,837,080	734,832		734,832	1,545,324	734,832	12	734,832 円	367.6	1,102,248
第3号(6-3)	15,000,000	2,268,000	907,200		907,200	1,727,877	907,200	12	907,200 円	453.6	1,360,800
近江八幡市	2,105,059	318,285	127,314		127,314	242,486	127,314	12	127,314 円	64.0	190,971
竜王町	1,510,471	228,383	91,353		91,353	173,994	91,353	12	91,353 円	46.0	137,030
東近江市	9,491,752	1,435,153	574,061		574,061	1,093,372	574,061	12	574,061 円	287.0	861,092
日野町	1,892,718	286,179	114,472		114,472	218,025	114,472	12	114,472 円	56.6	171,707
第1号(7-1)	15,000,000	3,240,000	1,296,000		1,296,000	2,364,257	1,296,000	12	1,296,000 円	648.0	1,944,000
近江八幡市	2,105,059	454,693	181,877		181,877	331,793	181,877	12	181,877 円	91.0	272,816
竜王町	1,510,471	326,262	130,505		130,505	238,076	130,505	12	130,505 円	65.0	195,757
東近江市	9,491,752	2,050,218	820,087		820,087	1,496,063	820,087	12	820,087 円	410.0	1,230,131
日野町	1,892,718	408,827	163,531		163,531	298,325	163,531	12	163,531 円	82.0	245,296
第2号(7-2)	15,000,000	3,240,000	1,296,000		1,296,000	2,364,257	1,296,000	12	1,296,000 円	648.0	1,944,000
近江八幡市	2,105,059	454,693	181,877		181,877	331,793	181,877	12	181,877 円	91.0	272,816
竜王町	1,510,471	326,262	130,505		130,505	238,076	130,505	12	130,505 円	65.0	195,757
東近江市	9,491,752	2,050,218	820,087		820,087	1,496,063	820,087	12	820,087 円	410.0	1,230,131
日野町	1,892,718	408,827	163,531		163,531	298,325	163,531	12	163,531 円	82.0	245,296
第1号(8-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,152,340	2,160,000	12	2,160,000 円	1,080.0	3,240,000
近江八幡市	2,105,059	454,693	181,877		181,877	331,793	181,877	12	181,877 円	91.0	272,816
竜王町	1,510,471	326,262	130,505		130,505	238,076	130,505	12	130,505 円	65.0	195,757
東近江市	9,491,752	2,050,218	820,087		820,087	1,496,063	820,087	12	820,087 円	410.0	1,230,131
日野町	1,892,718	2,568,827	1,027,531		1,027,531	1,086,408	1,027,531	12	1,027,531 円	514.0	1,541,296
第2号(8-2)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,152,340	2,160,000	12	2,160,000 円	1,080.0	3,240,000
近江八幡市	2,105,059	454,693	181,877		181,877	331,793	181,877	12	181,877 円	91.0	272,816
竜王町	1,510,471	326,262	130,505		130,505	238,076	130,505	12	130,505 円	65.0	195,757
東近江市	9,491,752	2,050,218	820,087		820,087	1,496,063	820,087	12	820,087 円	410.0	1,230,131
日野町	1,892,718	2,568,827	1,027,531		1,027,531	1,086,408	1,027,531	12	1,027,531 円	514.0	1,541,296
第3号(8-3)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,152,340	2,160,000	12	2,160,000 円	1,080.0	3,240,000
近江八幡市	2,105,059	454,693	181,877		181,877	331,793	181,877	12	181,877 円	91.0	272,816
竜王町	1,510,471	326,262	130,505		130,505	238,076	130,505	12	130,505 円	65.0	195,757
東近江市	9,491,752	2,050,218	820,087		820,087	1,496,063	820,087	12	820,087 円	410.0	1,230,131
日野町	1,892,718	2,568,827	1,027,531		1,027,531	1,086,408	1,027,531	12	1,027,531 円	514.0	1,541,296
第4号(8-4)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,152,340	2,160,000	12	2,160,000 円	1,080.0	3,240,000
近江八幡市	2,105,059	454,693	181,877		181,877	331,793	181,877	12	181,877 円	91.0	272,816
竜王町	1,510,471	326,262	130,505		130,505	238,076	130,505	12	130,505 円	65.0	195,757
東近江市	9,491,752	2,050,218	820,087		820,087	1,496,063	820,087	12	820,087 円	410.0	1,230,131
日野町	1,892,718	2,568,827	1,027,531		1,027,531	1,086,408	1,027,531	12	1,027,531 円	514.0	1,541,296
計	135,000,000	35,105,698	14,042,279		14,042,279	23,087,485	14,042,279		14,042 千円	7,021.0	21,063,419

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) アの額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	1と2.5%のうち低い方の率(%) チ	補助対象経費 7	計画額(千円) 7×1/2=サ
			(自)	(至)				
1							円	
A市							円	
B市							円	
2							円	
A市							円	
B市							円	
計							千円	

【所要経費】

	補助対象経費(千円)	計画額(千円)
	マ+7	ケ+サ
	14,042	7,021
大津市	378	189
草津市	617	309
野洲市	172	86
守山市	735	368
近江八幡市	1,219	610
竜王町	874	436
東近江市	5,495	2,747
日野町	4,552	2,277

【負担者とその負担割合】

補助プロジェクト名	申請番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の市		事業者自己負担		その他の者」の具体的な概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿	第1号(6-1)	248,970円	%	円	%	円	%	1,367,056	円	%	
	大津市	94,609円	%	円	%	円	%	519,694	円	%	
	草津市	154,361円	%	円	%	円	%	847,373	円	%	
	第2号(6-2)	228,800円	%	円	%	円	%	1,227,408	円	%	
	野洲市	43,092円	%	円	%	円	%	233,392	円	%	
	守山市	183,708円	%	円	%	円	%	994,016	円	%	
	第3号(6-3)	228,800円	%	円	%	円	%	1,047,477	円	%	
	近江八幡市	31,829円	%	円	%	円	%	146,658	円	%	
	竜王町	22,838円	%	円	%	円	%	105,156	円	%	
	東近江市	143,515円	%	円	%	円	%	662,857	円	%	
	日野町	28,618円	%	円	%	円	%	132,807	円	%	
	第1号(7-1)	324,000円	%	円	%	円	%	1,392,257	円	%	
	近江八幡市	45,468円	%	円	%	円	%	195,324	円	%	
	竜王町	32,628円	%	円	%	円	%	140,450	円	%	
	東近江市	205,022円	%	円	%	円	%	881,041	円	%	
	日野町	40,883円	%	円	%	円	%	175,442	円	%	
	第2号(7-2)	324,000円	%	円	%	円	%	1,392,257	円	%	
	近江八幡市	45,468円	%	円	%	円	%	195,324	円	%	
	竜王町	32,628円	%	円	%	円	%	140,450	円	%	
	東近江市	205,022円	%	円	%	円	%	881,041	円	%	
	日野町	40,883円	%	円	%	円	%	175,442	円	%	

補助プロジェクト名	申請番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の市		事業者自己負担		その他の者」の具体的な概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿	第1号(8-1)	540,000円	%	円	%	円	%	1,532,340	円	%	
	近江八幡市	45,468円	%	円	%	円	%	195,324	円	%	
	竜王町	32,628円	%	円	%	円	%	140,450	円	%	
	東近江市	205,022円	%	円	%	円	%	881,041	円	%	
	日野町	256,883円	%	円	%	円	%	315,525	円	%	
	第2号(8-2)	540,000円	%	円	%	円	%	1,532,340	円	%	
	近江八幡市	45,468円	%	円	%	円	%	195,324	円	%	
	竜王町	32,628円	%	円	%	円	%	140,450	円	%	
	東近江市	205,022円	%	円	%	円	%	881,041	円	%	
	日野町	256,883円	%	円	%	円	%	315,525	円	%	
	第3号(8-3)	540,000円	%	円	%	円	%	1,532,340	円	%	
	近江八幡市	45,468円	%	円	%	円	%	195,324	円	%	
	竜王町	32,628円	%	円	%	円	%	140,450	円	%	
	東近江市	205,022円	%	円	%	円	%	881,041	円	%	
	日野町	256,883円	%	円	%	円	%	315,525	円	%	
	第4号(8-4)	540,000円	%	円	%	円	%	1,532,340	円	%	
	近江八幡市	45,468円	%	円	%	円	%	195,324	円	%	
	竜王町	32,628円	%	円	%	円	%	140,450	円	%	
	東近江市	205,022円	%	円	%	円	%	881,041	円	%	
	日野町	256,883円	%	円	%	円	%	315,525	円	%	
	合計	3,510,570円	%	円	%	円	%	12,595,815	円	%	

様式 1－5（日本工業規格 A 列 4 番）

事 業 者 名			
運 行 計 画 担 当 部 門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	印
補 助 金 担 当 部 門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表

実態調査日 令和 年 月 日 実施

運行系統							年間輸送実績					経常収益			平均乗車密度算定				市町村による回数券購入等の有無	備考
申請 番号	運 行 系統名	起点	主 経 由 地	終 点	キ口程 (km)	運 行 回 数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1 人平均 乗車キ口 (km)	輸 送 人キ口 (人キ口)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キ口 (C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B) + (D) + (E) (円)	運賃改定前 適用 の平均賃率 × 日数 +	平均 賃率 (F) (円)	平均乗車 密 度 (B)	輸送量 (A) × (G)		
															運賃改定後 適用 の平均賃率 × 日数		(C) × (F) (G)			
9	服部線	守山駅	服部	イオン	10.9	6.8	105824	3.9	409,538.8	15277883	60,559.8	720,229	1,169,953	17,168,065	80.39/1.1 × 365 365	73.08	3.4	23.1	無	
合計					10.9	6.8	105,824		409,538.8	15,277,883		720,229	1,169,953	17,168,065					有・無	

〔記載要領〕

1. この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（様式1-8に基づく経過措置分の申請に係る添付については当該年度。以下同じ。）の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
2. 申請番号は、生活交通ネットワーク計画認定申請書（経過措置分への添付にあっては補助金交付申請書）の申請番号と同一のものとすること。
3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
4. 運行回数は、補助対象期間の前々年度中における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
6. 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
8. 実車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
9. 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切捨て）。ただし、補助対象期間中の前々年度に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
10. 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。
11. 備考欄には、補助対象期間の前々年度中に運行回数の変更があった場合、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
12. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
13. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

服部線 運行系統図

